

(別紙)

調 査 要 領

1 調査対象施設

別添に掲げる施設のうち、2階建て以上又は延べ床面積200㎡を超える施設(棟)を対象とする。

2 調査基準日

令和3年3月31日(水)

3 提出期限

令和4年2月10日(木)障がい福祉課必着

※提出する際の留意点

・前回の調査と今回の調査において、変更点があれば

(1) 提出する際のメール本文に明記する

(2) Excel内にマーカーを着色するなど変更箇所が分かるようにするなどの対応をお願いします。

変更点があった場合は、再度確認することになりますが、主に

1. 該当施設が条例により対象外になった
2. 廃止された、
3. 前回調査で漏れていた

といった理由が非常に多く見受けられます。

迅速な公表を行うためにご協力をお願いします。

4 記入要領

公立施設(公設民営含む。)と民間施設に分けて、施設種別毎に記入すること。

(1) 「施設名(A)」欄

施設の名称を記入すること。

(2) 「棟の名称(B)」欄、「建築年度」欄

棟ごとの名称及び建築年度を記入すること。

名称が無い場合も「A棟」、「B棟」などと記入し、明確に分けること。

※ 「棟の名称」の記入がないと、棟数が正確に表示されません。

(3) 「昭和57年以降に建築された棟数(C)」欄

昭和57年以降である建物の場合「○」を記入すること。

(4) 「昭和56年以前に建築された棟数(D)」欄

昭和56年以前の建物である場合は「○」を記入すること。

※ 自動入力セル((E)か(L)に「○」が入れば(D)欄に自動的に「○」が入り

ます。)

(5) 「耐震診断実施済(E)」欄

上記「(4)」のうち、耐震診断を行った建物である場合は「O」を記入すること。

※ 自動入力セル ((F)か(G)に「O」が入れば(E)欄に自動的に「O」が入ります。)

(6) 「I_s値」欄、「I_w値」欄

上記「(5)」に「O」を記入した場合にあっては、その建物の「I_s値」若しくは「I_w値」を記入すること。耐震診断を実施したが「I_s値」等が算出されていない場合は、「-」を記入すること。

(7) 「改修不要(F)」欄

上記「(5)」のうち、耐震改修が不要と診断された建物である場合は「O」を記入すること。

(8) 「要改修(G)」欄

上記「(5)」のうち、耐震改修が必要と診断された建物である場合は次によりH~K欄を記入すること。

※ 自動入力セル ((H)~(K)に「O」が入れば(G)欄に自動的に「O」が入ります。)

① 「改修済み(H)」欄

耐震改修が終了している場合は「O」を記入すること。

② 「改修中(I)」欄

現在耐震改修中である場合は「O」を記入すること。

③ 「令和3年4月~令和4年3月改修予定(J)」欄

上記期間に耐震改修を終了(実施)する予定である場合は「O」を記入すること。

④ 「時期未定(K)」欄

令和4年3月までに耐震改修を終了(実施)する予定のない場合は「O」を記入すること。④に「O」を記入した場合、以下(11)を参照し該当する理由を1つ選び「ア~キ」のいずれかを(T)欄に記入すること。

(9) 「耐震診断未実施(L)」欄

上記「(4)」のうち、耐震診断を実施していない建物である場合は次によりM~R欄を記入すること。

※ 自動入力セル ((M)~(R)に「O」が入れば(L)欄に自動的に「O」が入ります。)

① 「改修済み(M)欄」

耐震改修が終了している場合は「O」を記入すること。

② 「改修中(N)」欄

現在耐震改修中である場合は「O」を記入すること。

- ③ 「令和3年4月～令和4年3月改修予定（O）」欄
上記期間に耐震改修を終了（実施）する予定である場合は「O」を記入すること。
- ④ 「令和3年4月以降診断予定（P）」欄
今後、耐震診断を予定している場合は「O」を記入すること。
- ⑤ 「令和3年4月以降廃止予定（Q）」欄
今後、廃止する予定の場合（場所を移転する場合も含む。）は「O」を記入すること。
- ⑥ 「左記以外（R）」欄
上記、「①」～「⑤」に該当しない場合は「O」を記入すること。
⑥に「O」を記入した場合、以下（11）を参照し該当する理由を1つ選び「ア～キ」のいずれかを（T）欄に記入すること。

(10) 「令和2年4月以降に事業を開始した施設の棟数（S）」欄

前回調査基準日以降に事業を開始した施設の建物である場合は、建物の建築年度や耐震診断の実施の有無に関わらず「O」を記入すること。

(11) 「S56以前の建物で耐震診断、耐震工事の予定がない場合の理由（T）」欄

上記「（8）④」欄若しくは「（9）⑥」欄に「O」を記入した場合、次の中から該当する理由を1つ選び「ア～キ」のいずれかを記入すること。

- ア 地方自治体において、耐震工事の経費の確保が困難
- イ 法人において、耐震工事の経費の確保が困難
- ウ 改築のための土地の確保が困難（仮設施設を建てる場所又は移転先がない）
- エ 関係者間の調整が困難（マンションの1階部分である、他の事業者の運営する施設との合築であるなど）
- オ 令和4年度以降改修予定
- カ 施設が休止中若しくは現在、使用されていない
- キ その他（自由に記載）

注1) 「合計表」は、計算式が設定されているため、入力は不要ですが、提出の際はエラーがないか、入念にご確認願います。

注2) 作業シートの施設ごとに「確認用」という欄を設けております。こちらの数値が一段上の合計と一致しているか確認をお願いいたします。一致していない場合、入力に誤りがあります。

(別添)

調査対象施設一覧

障害保健福祉部関係施設

- (1) 障害福祉サービス事業所（生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援に限る）
- (2) 障害者支援施設（生活介護又は自立訓練を行うものに限る）
- (3) 障害者支援施設（（2）以外）
- (4) 療養介護事業所
- (5) 共同生活援助（自己所有物件）
- (6) 共同生活援助（賃貸物件）
- (7) 補装具製作施設
- (8) 盲導犬訓練施設
- (9) 点字図書館
- (10) 聴覚障害者情報提供施設
- (11) 障害児入所施設
- (12) 児童発達支援センター
- (13) 児童発達支援事業所
- (14) 放課後等デイサービス事業所
- (15) 福祉ホーム
- (16) 地域活動支援センター
- (17) 盲人ホーム
- (18) 心身障害児総合通園センター
- (19) 市町村障害者生活支援センター

社会福祉施設等耐震化調査に関するQ&A

問 調査対象施設の「2階建て以上又は延べ床面積200㎡を超える施設（棟）」とは、当該施設部分のみを考えるのではなく、建物全体で2階建て以上又は延べ床面積が200㎡を超えるかどうかで考えるのか。

(答)

お見込のとおり。

例えば、建物の一部（1階部分で100㎡ほど）を使用している場合でも、当該建物全体として2階建て以上又は延べ床面積200㎡以上であれば、今回の調査対象となる。

また、複数の施設種別が合築されている場合でも同様に考え、それぞれの施設種別ごとに計上する。

問 耐震改修促進法における耐震診断の義務対象とは基準が異なると思われるが、200㎡の根拠は何か。
(耐震改修促進法では数千㎡を超える建築物が対象のように見える。)

(答)

厚生労働省が当該調査を実施するよりも先に、文部科学省が公立小学校の耐震化調査を実施していた。

厚生労働省が社会福祉施設等の調査をするに当たり、前例として文部科学省の調査対象範囲を引用することとした。

当該法律を採用すると、対象となる社会福祉施設等の数が限られてしまうので、対象範囲が狭くならないように、文部科学省の調査と同様の200㎡とした。

問 Is値、Iw値が各階層で異なる場合はどのような回答をすべきか。

(答)

各階層の中で1番大きな値を採用すること。

問 (事業者の協力を得られない等の理由から) 建築年度がどうしても分からないときはどうすべきか。

(答)

「S56以前に建築した建物」に「○」をつけ、耐震化調査を実施すること。